

瑞穂監第23号

平成30年8月30日

瑞穂市長

棚橋敏明様

瑞穂市議会議長

藤橋礼治様

瑞穂市教育長

加納博明様

瑞穂市監査委員 井上 和子

瑞穂市監査委員 堀 武

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「瑞穂市給食センター」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「瑞穂市給食センター」における平成30年4月1日から平成30年5月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「学校給食事業」について、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員制定）に準拠し監査を行った。

瑞穂市給食センターは、教育委員会の教育総務課に属し、所長以下3名の職員と補助職員1名、県栄養教諭3名、調理担当33名、運転手6名で次の事務を行っている。

- (1) 給食センターの管理運営に関すること。
- (2) 学校給食事業特別会計予算に関すること。
- (3) 文書の収受・保管に関すること。
- (4) 給食物品の納品・保管に関すること。
- (5) 給食センター運営委員会に関すること。
- (6) 調理に関すること。
- (7) 栄養管理に関すること。
- (8) 献立表作成、保管に関すること。
- (9) 衛生管理の指導に関すること。
- (10) 栄養指導に関すること。
- (11) 給食物資の発注、検収に関すること。
- (12) 調理指導に関すること。
- (13) 給食アレルギーに関すること。
- (14) 給食配送に関すること。

瑞穂市給食センターは、学校給食法第6条に基づく義務教育諸学校の共同調理場として、旧穂積町給食センターと旧巢南町給食センターを統廃合してできた施設であり、その概要及び特徴は以下のとおりである。

【施設の概要】

名 称	瑞穂市給食センター
所 在 地	瑞穂市十八条589番地3
建 物 構 造	鉄骨造2階建
敷 地 面 積	11,330.52 m ²
建 物 面 積	3,548.37 m ² (1階2,694.41 m ² ・2階853.96 m ²)
調 理 能 力	7,000食/日

厨房方式	ドライシステム		
事業費	1,762,650,415 円	工事費	1,385,704,950 円
		用地費	351,325,465 円
		設計監理費	25,620,000 円
財源内訳	国庫補助金 0 円・市債 1,673,000,000 円※・一般財源 89,650,415 円		
竣工年月日	平成 19 年 8 月 29 日		

※平成 29 年度末市債現在高 0 円

【施設の特徴】

- ・食の安全・安心を重視した計画
- ・食材納入から配送まで後戻りのないワンウェイ作業工程
- ・汚染・非汚染区域のゾーニング
- ・人と物が交差汚染しない配置
- ・モニターによる一元管理
- ・アレルギー対応できる設備
- ・空調システムによる温度・湿度管理

瑞穂市給食センターは、1 日 7,000 食の調理能力をもって、市内 6,878 人（H29 年度）の児童・生徒等へ給食を提供しており、平成 26 年度からは児童・生徒の個々の状況に応じたアレルギー除去食にも対応している。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市給食センター
平成 30 年 6 月 29 日（金）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び「学校給食事業」の状況について、提出された資料及び試食を基に、通常実施すべき監査手続を、平成 29 年度決算審査に続き実施した。

第 2 監査の結果と意見

1 財務について

瑞穂市は、学校給食事業に係る財務を、学校給食法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、設置者の負担経費を一般会計、保護者等の負担経費を学校給食事業特別会計に区分している。

「瑞穂市給食センター」における財務の執行状況は、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

平成 30 年 5 月末現在

会計名	区分	年度	予算額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
一般会計	歳入	H29	6,000	8,150	135.8
		H30	6,000	0	0.0
	歳出	H29	219,018,000	211,019,326	96.3
		H30	218,807,000	18,052,369	8.3
学校給食事業特別会計	歳入	H29	319,156,000	312,891,184	98.0
		H30	306,553,000	50,968,945	18.8
	歳出	H29	319,156,000	310,372,495	97.2
		H30	306,553,000	21,066,518	6.9

◆平成 29 年度学校給食費負担金について

中学校	4,740 円/月
小学校	4,020 円/月
幼稚園	3,710 円/月
保育所	145 円/月
給食センター	4,740 円/月

2 「学校給食事業」について

番号	内容	監査の結果	監査の意見
1	学校給食の事業運営について	<p>学校給食事業については、平成 25 年度以降の決算審査意見書において、強く健全な事業運営を意見してきた。担当課によると、平成 29 年度は、前年度繰越金 9,118,006 円について、収支バランスを維持しつつ、オリジナル商品の開発や、地産地消推進事業による岐阜県産を積極的に使用して、安全・安心な学校給食を提供できるよう、その執行に努めた結果 6,599,317 円を執行したとのことである。</p> <p>また、平成 30 年度も先を見越した健全な事業運営に努めていくとのことであった。</p>	<p>平成 29 年度は、過去最大となった前年度繰越金の執行を含めたため、本来の収支バランスを欠いたものになってしまった。</p> <p>平成 30 年度は、前年度繰越金が 2,518,689 円となることから、本来の収支バランスのとれた、安全・安心な学校給食の提供という成果の伴った結果をだすべきである。</p>

番号	内容	監査の結果	監査の意見
2	献立・食材調達について	献立は、学校給食献立委員会にて、年3回、内容を協議しており、昨年度は4月に6～9月分、9月に10～1月分、1月に2～5月分を決定している。食材は、毎月2ヶ月先の献立物資を各小中学校PTA代表立会いのもと、入札にて調達している。	献立の決定は最大6か月前、食材の調達は2ヶ月前に入札で決めているが、これでは収支の現況を学校給食事業の運営に反映させることは困難と思われるので、極力反映させられるよう、仕組み等を検討していただきたい。
3	勤務時間について	給食センターでの勤務時間は、市長決裁を受けて変更されている。 また、調理員等の補助職員については、雇用契約の中で、午前8時から午後4時45分、早番が午前7時30分から午後4時15分までと定めている。	職員の勤務時間の変更については、「瑞穂市職員の勤務時間に関する規定」第2条第2項の規定に基づいているが、給食センターでの勤務時間は午前8時から午後4時45分までと定着して運用されていることから、規則、要綱等を定めるべきである。
4	維持管理について	給食センターを視察したところ、厨房内のダクト上部に水漏れ痕があった。 施設修繕・補修工事に係る経費は、平成27年度で4,764,793円、平成28年度で9,220,442円、平成29年度で8,960,608円と嵩んできている。 担当課によると、平成29年度に公共施設個別管理計画を策定したので、今後は経費の平準化を図りながら、維持管理に努めるとのことであった。	瑞穂市給食センターは、築10年の比較的新しい施設であるが、老朽化した公共施設の維持管理費は、年々財政を圧迫していくので、経費を平準化して計画的に執行していただきたい。また、施設の長寿命化を図るため、普段から点検を密にして、不具合を早期発見、対処するとともに、適切に管理していただきたい。
5	異物混入について	他市町では、給食への異物混入が頻繁に報道されているが、瑞穂市においては、平成29年度中、異物混入事案が12件発生していた。 ただし、大きな事故に至らなかったため、保護者等への周知はされていなかった。	異物混入事案の報告は教育委員会内で情報共有されたものの、保護者等へ周知されていないのは問題である。 子どもの安全・安心に関わることは、保護者にとって大きな関心事であることから、情報は程度の大きさに関わらず、共有すべきである。

番号	内容	監査の結果	監査の意見
6	給食センター運営委員会について	給食センター運営委員会は、小中学校長2名、幼稚園長1名、小中学校保護者3名、幼稚園保護者1名、識見を有する者として、市職員4名、学校教諭5名と学校給食関係者から選任されている。	委員の構成を、教育委員会の関係者だけで構成することは疑問が残る。 地産地消や食育を推進するのであれば、外部の意見も聞くべきであり、その方面の方々の選任も検討すべきである。
7	給食費負担金について	担当課によると、給食費負担金は、消費税率の改訂にあわせて、見直しを考えているとのことであった。	平成31年10月改正予定の消費税は、一律10%に引き上げるわけではなく、対象品目によっては軽減税率の適用がある。給食費負担金の引上げについては、今年度中に慎重に検討し、早急に保護者等へ情報提供できるよう努めていただきたい。

以上